

# ◆ 看護師等確保対策（修学支援）

## 十日町市 看護師、理学療法士等 修学資金貸与事業（継続事業）

### 【事業概要】

本事業は、不足する看護師等（※1）の確保を図るため、看護師、理学療法士等を養成する学校又は養成所に在学する者で将来十日町市内において、その業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与するもの

### ※1 看護師等

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

# 1 貸与対象者

1. 看護師等の養成施設に在学する者で将来十日町市内において、その業務に従事しようとする者
2. 十日町市奨学金等貸与条例の規定に基づく学資貸与を受けていない者又は受ける予定のない者

# 2 貸与額及び貸与期間

1. 貸与額 月額 2.5万円（無利息）
2. 貸与期間 看護師等の養成施設に在学する期間

# 3 返還免除

1. 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得し、引き続き市内において看護師等の業務に従事した期間が3年に達したとき。
2. 上記1の従業期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

## 【参考】

- ・ H17～H26の修学資金貸与終了者 33名
- ・ うち市内医療機関勤務者 6名